

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和5年10月20日	京都市保健福祉施設・中央畜場等5施設照明設備LED化簡易型ESCO事業業務委託	10,153,000		10,232,695	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	三菱電機ビルソリューションズ・東邦電気産業・トフレック共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和6年01月04日	令和6年能登半島地震被災地への職員派遣のための手配業務	6,733,628		6,419,468	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
003	令和5年04月06日	令和5年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認業務	予定総額 10,902,408		10,212,298	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
004	令和5年11月16日	京都市障害者スポーツセンター 空調機交換調整業務	16,720,000		16,720,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	パナソニック産機システムズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和5年12月05日	障害者福祉オンラインシステム税照会画面の改修(市民税改正対応)(開発)	6,393,688		6,393,688	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害者福祉オンラインシステム税照会画面の改修(市民税改正対応)業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和5年12月11日	福祉一体化施設に係るACOS端末等移設作業委託	5,010,676		5,010,676	保健福祉局障害保健福祉推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和5年04月01日	生活保護等版レセプト管理クラウドシステム運用保守	4,422,000	6,424,000	5,681,500	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	富士通Japan株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年04月01日	住居確保給付金支給事業委託	81,490,000		63,490,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和5年05月19日	京都市くらし応援給付金支給業務委託	489,325,870	①489,150,420 ②492,240,320	480,707,148	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都市くらし応援給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
010	令和5年11月24日	京都市くらし応援給付金(追加支援等)支給業務	12,059,300	460,074,450	494,522,160	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都市くらし応援給付金(追加支援)支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
011	令和5年10月01日	自治体システム標準化に係る保険年金課業務システムのデータ分析及び調査業務	11,107,800		10,779,615	保健福祉局生活福祉部保険年金課	自治体システム標準化に係る保険年金課業務システムのデータ分析及び調査業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年10月02日	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発業務	14,339,600		14,339,600	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013	令和6年02月01日	市民税均等割減免廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修(開発)	6,631,871		6,631,871	保健福祉局生活福祉部保険年金課	市民税均等割減免廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和6年02月21日	京都市国民健康保険滞納整理支援システム本番環境用機器リース(再リース)	22,870,870		22,870,870	保健福祉局生活福祉部保険年金課	NECキャピタルソリューション株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品			
015	令和5年04月01日	京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約	83,252,400		81,903,923	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和5年12月01日	京都市健康・食育ウェブサイト制作等業務委託	7,848,500		7,848,500	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社ブリッジコーポレーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
017	令和5年04月01日	抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務	730,171,200		662,093,850	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	石黒メディカルシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
018	令和6年01月31日	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(要件定義)	20,834,000		20,834,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和6年03月01日	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(開発 令和5年度分)	52,975,663		52,975,663	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
020	令和6年03月06日	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(総合テスト及び移行 令和5年度分)	8,811,880		8,811,880	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
021	令和5年04月01日	令和5年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託	7,427,904	10,653,404	10,510,849	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社三豊	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
022	令和3年04月01日	新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約	予定総額 370,600,000	①578,680,000 ②929,594,000 ③929,594,000	1,074,774,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和5年04月01日	令和5年度新型コロナワクチン接種予約システムの運営に係る委託	予定総額 9,792,090	13,908,510	18,492,705	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務委託	予定総額 222,593,548		305,142,531	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナワクチン接種券再発行等事務処理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
025	令和5年04月01日	新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託	予定総額 465,954,084	①461,598,084 ②574,558,317	642,445,781	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
026	令和5年04月01日	新型コロナウイルワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務委託	予定総額 130,203,546	195,305,319	249,759,642	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	佐川グローバルロジスティクス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和5年07月25日	新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務委託	予定総額 7,502,000	10,890,000	14,278,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和5年04月01日	令和5年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託	6,380,000		12,760,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ネオス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和5年10月02日	感染症自己報告システム改修業務委託	5,995,000		5,995,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ネオス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和5年04月01日	京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター運営業務委託	予定総額 487,820,158		752,574,243	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	東武トップツアーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和5年04月01日	きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託	予定総額 284,442,123	301,545,453	667,228,083	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
032	令和5年04月01日	新型コロナウィルス核酸検出検査業務(PCR検査)委託	予定総額 142,582,500		72,622,500	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	エムケイ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市保健福祉施設・中央斎場等5施設照明設備LED化簡易型ESCO事業業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年10月20日
(変更後) 令和6年3月8日
- 4 履行期間
令和5年10月20日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
三菱電機ビルソリューションズ・東邦電気産業・トフレック共同事業体
代表企業 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 10,153,000円
(変更後) 10,232,695円
- 7 契約内容
施設に設置された照明器具のうち、LED化未実施のものについてLED化を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(随意契約の理由)
本市が所管する施設における省エネルギー化を推進し、電力使用量を節減するとともに、二酸化炭素排出量を削減するため、施設に設置された照明器具のうち、LED化未実施のものについてLED化を行う必要がある。本事業は、最も経済的かつ効率的に実施するため、本市の資金と民間事業者の活力を生かし、事業期間を令和5年度の単年度とするESCO事業(自己資金型)として実施する中で、公募型プロポーザル方式によりESCO事業提案書を募集し、最も評価の高かった上記事業者を受託者として選定したものの。
(変更理由)
設置器具の品番変更及び計画後の照明器具追加が発生したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年能登半島地震被災地への職員派遣のための手配業務
- 2 担当所属名
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年1月4日
(変更後) 令和6年3月18日
- 4 履行期間
令和6年1月4日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目
株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 6,733,628円
(変更後) 6,419,468円
- 7 契約内容
本市が能登半島地震被災地へ本市職員を派遣するに当たり、本市が指定する場所までの交通手段及び現地宿泊施設の企画及び提案を行う。
また、この提案について本市が承認した場合に、これらを確保し、本市に代わって支払いを行うもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(随意契約理由)
令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る対応に係り、1月3日に厚生労働省健康・生活衛生局健康課から本市に対し保健師等の派遣要請があった。
本市職員を石川県へ派遣するにあたり、職員個人では宿泊先や移動手段を手配することが困難な状況であり、かつ、派遣期間中は迅速かつ円滑に業務を行うため、職員の宿泊先や移動手段等を同一にすることが求められたことから、宿泊先や移動手段の手配を業務委託することとした。
1月10日から職員を派遣するにあたり、1月4日に複数事業者に対して、見積の依頼を行ったが、提出があったのが上記事業者以外に無く、入札に付する時間がなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により緊急の随意契約を締結した。
(変更理由)
委託業務の派遣期間及び派遣人数に変更が生じたことにより、契約内容及び契約金額に変更が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度避難行動要支援者名簿に係る意向確認業務
- 2 担当所属名
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月6日
(変更後) 令和6年3月22日
- 4 履行期間
令和5年4月6日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市宇高区西京極西池田町9番地5西京極駅前ビル6F
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
- 6 契約金額(税込み)
(当初予定総額) 10,902,408円
(変更後予定総額) 10,212,298円
- 7 契約内容
災害時の避難行動に特に配慮を要する方を登載した避難行動要支援者名簿に新たに登載される方に対して、地域への個人情報の提供に同意するか否かを確認する書類を作成及び郵送し、意向確認を行い、返送のあった調査票に記載された意向確認対象者の個人情報及び同意状況について、正確かつ迅速にデータ化し、本市に納品する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
意向確認対象者が見込みよりも少なく、発送費等が減少したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルにおいて1社のみ応募であったが、提出された企画提案書等を確認したところ、受託候補者として適切であると判断されたため、受託候補者として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者スポーツセンター 空調機交換調整業務
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年11月16日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区博労町3-5-1
パナソニック産機システムズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,720,000円
- 7 契約内容
京都市障害者スポーツセンターに設置している冷温水機R-1（50RT）の更新作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
吸収式冷温水機を運転するために必要な設備を構成している機器全体は、制御プログラムによって稼動し、制御されている。本件業務を実施するためには、各機器の構造及び制御プログラム等に関する詳細かつ正確な技術情報を有している必要があり、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害者福祉オンラインシステム税照会画面の改修（市民税改正対応）（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年12月5日
- 4 履行期間
令和5年12月6日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
障害者福祉オンラインシステム税照会画面の改修（市民税改正対応）業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,393,688円
- 7 契約内容
個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う経過措置対象者を把握するために、本市障害者福祉オンラインシステムの改修を行うための作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
改修の対象とする障害保健福祉システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方は同社に特定されるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
福祉一体化施設に係るACOS端末等移設作業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和5年12月11日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,010,676円
- 7 契約内容
新たに開設する福祉一体化施設において、京都市の情報システムの利用ができるよう、必要なネットワークの構築及びACOS端末等移設作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
移設対象のACOS端末は、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同社以外の他社に本業務を委託した場合、移設に伴う端末接続・設定の誤り等による障害発生リスクが高まるばかりでなく、障害時の原因特定及び速やかな復旧が困難となり、移設日以降の円滑な運用が極めて困難となるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

生活保護等版レセプト管理クラウドシステム運用保守

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更①) 令和5年11月1日

(変更後) 令和6年1月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル
富士通 J a p a n 株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 4, 4 2 2, 0 0 0 円

(変更①) 6, 4 2 4, 0 0 0 円

(変更後) 5, 6 8 1, 5 0 0 円

7 契約内容

高度なセキュリティを維持する行政専用のネットワーク (LGWAN) を利用した生活保護等版レセプト管理クラウドシステム (LGWAN-ASP) の機能提供及び運用保守を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(随意契約の理由)

制度改正等に伴うプログラム改修を含む保守実施に当たっては、高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。

当該技術及び知識を有する者は、システムを開発した富士通 J a p a n 株式会社のみである。また、生活保護等版レセプト管理クラウドシステムを提供しているのは、富士通 J a p a n 株式会社のみである。

(変更理由)

令和5年度中に、医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たり、新たなサービスの利用を開始することとなるため、令和5年11月から契約変更を行ったが、厚生労働省から当該システムにおいての新たな要件が示され、現行の富士通のサービスでは同要件を満たさないことが判明した。そこで、富士通がサービスの見直しを行うこととなったため、令和6年1月から利用予定であったサービスの利用開始時期延期に伴い、その分の保守費用が不要となったため、令和6年1月から減額の変更契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住居確保給付金支給事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和6年3月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 81,490,000円
(変更後) 63,490,000円
- 7 契約内容
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
令和4年度の京都市住居確保給付金の申請実績から、令和5年度の新規申請件数を見込んで契約を締結したが、新規申請件数が当初の見込から大幅に減少したことに伴い、委託業務に係る人件費等を減額したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件委託業務については、離職・廃業された方または個人の責めに帰すべき理由・都合によらず就業機会等が減少した方で就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪

失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃相当額を支給するとともに、就職に向けた支援等を実施するものであり、業務内容については、申請の受付、審査、相談、給付金の支給及び対象者の情報管理といった定型業務に加え、定期的な就労活動状況の聴取や面談等による助言指導、日常生活訓練や基礎能力や技能等の習得を支援する日常生活支援等を行う必要がある。

本件業務内容の遂行に当たり、受託者は以下の要件を満たす必要があり、これらの条件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかには存在しないため選定した。

- (1) 利用者の就業に向けた適性把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
- (2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」（社会福祉協議会の実施事業）との密接な連携が図られること。
- (3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかに繋げられるよう、各区役所・支所保健福祉センターと密接な連携をとることが可能であること。
- (4) 京都市内において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市くらし応援給付金支給業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月19日
(変更①) 令和5年5月29日
(変更②) 令和5年8月28日
(変更後) 令和5年12月25日
- 4 履行期間
令和5年5月19日から令和5年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市くらし応援給付金支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル33階
代表企業 キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 489,325,870円
(変更①) 489,150,420円
(変更②) 492,240,320円
(変更後) 480,707,148円
- 7 契約内容
令和5年度住民税非課税世帯等への京都市くらし応援給付金の支給等事務の実施に際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに受付窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務委託。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
京都市くらし応援給付金支給業務委託にて使用していた執務室を、令和5年12月13日付で契約した京都市くらし応援給付金 (追加支援) 支給業務において継続して使用することとなったため、執務室の物品及びシステムの撤去・回収作業が不要となることから、契約内容の一部を変更する契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより選定
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市くらし応援給付金（追加支援等）支給業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年11月24日
（変更①）令和5年12月13日
（変更後）令和6年1月4日
- 4 履行期間
令和5年11月24日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市くらし応援給付金（追加支援）支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル33階
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 12,059,300円
（変更①）460,074,450円
（変更後）494,522,160円
- 7 契約内容
令和5年度住民税非課税世帯等への京都市くらし応援給付金（追加支援等）の支給等事務の実施に際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに受付窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（随意契約の理由）
令和5年11月2日に、国において「デフレ完全脱却のための経済対策」が閣議決定され、令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の追加支援を行うこととされた。
国は自治体に対し、この7万円給付の令和5年内の支給開始を求めるなど、迅速かつ的確に支給を行う必要があり、業務委託に当たり、入札に必要な期間の確保が不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するため、随意契約を行った。
（業者選定理由）
本市では京都市くらし応援給付金支給業務（3万円給付）を、令和5年5月19日から令和5年12月31日までの事業期間で実施しており、京都市くらし応援給付金（追加支援等）支給業務（以

下「本業務」という。)は同様の事業構築が必要となる見込みであった。

本業務は、京都市くらし応援給付金(追加支援等)の支給を早期に進めていくため、事前に行う必要がある一部事務について、既定予算を活用し、コールセンター人員の募集や採用等の委託を行い、その後令和5年11月市会に提案する補正予算が成立次第、コールセンター・区役所ブース等窓口の設置、給付金システムの構築、対象者の特定、書類作成及び書類発送等の業務を含めた、事前準備作業から連続した変更契約を締結することとした。

このことを踏まえ、事業者に見積書提出を依頼したところ、想定する業務開始までの期間が短い等の理由により、唯一、3万円給付事業を委託しているコンソーシアムと同一のキャリアリンク株式会社を代表とする「京都市くらし応援給付金(追加支援)支給業務委託に係る委託業務コンソーシアム」から、見積書の提出があった。

見積書の内容を確認したところ、現執務室環境の継続使用や、業務構築におけるマニュアル等の流用が可能であることから、適切な価格で、迅速かつ的確な業務遂行ができることが見込まれるため、キャリアリンク株式会社を代表とする京都市くらし応援給付金(追加支援)支給業務委託に係る委託業務コンソーシアムを契約の相手方として選定した。

(変更理由①)

令和5年12月12日付けで本市補正予算が成立されたことを受け、コールセンター・区役所ブース等窓口の設置、給付金システムの構築、対象者の特定、書類作成及び書類発送等の業務を含めた、事前準備作業から連続した業務を委託するため、契約内容の一部を変更する契約を締結した。

(変更理由②)

令和5年12月28日に均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付に関する本市補正予算が議決されたことを受け、均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付業務を委託するため、契約内容の一部を変更する契約を締結した。

国の予算成立が令和5年12月22日であり、可能な限り速やかに支給を開始する必要があること、くらし応援給付金(追加支援)(住民税非課税世帯への7万円給付)、均等割のみ課税世帯への給付及びそれらに付随する子ども加算については、全て基準日が同日(令和5年12月1日)であり、現行業務と一体的に遂行する必要があることから、既に委託しているキャリアリンク株式会社を代表とするコンソーシアムと変更契約を締結したものの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に係る保険年金課業務システムのデータ分析及び調査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和5年10月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に係る保険年金課業務システムのデータ分析及び調査業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）11,107,800円
（変更後）10,779,615円
- 7 契約内容
自治体システムの標準化に向けて、本市の基幹系システムであるACOSで運用する国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム、国民年金システムと、国の作成した「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト」について、相違点を分析し、差異調査を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（随意契約の理由）
調査の対象とする国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム、国民年金システムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存システムの利用を前提として日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステム（以下、「ACOS」という。）のハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市独自のシステム開発を行い、運用しているものである。
ACOSは日本電気株式会社が著作権を有しており、当該業者しかシステム等の調査・分析を行うことはできないため。
（変更契約の理由）
当該契約は準委任契約であり、業務の遂行に対して支出するものであるところ、当初の想定よりも少ない工数で納品物が完成する見込みとなったため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発業務

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部保険年金課

3 契約締結日

令和5年10月2日

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T

6 契約金額（税込み）

14,339,600円

7 契約内容

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発を目的としており、契約の相手方が有する電算システムに関する知識に加え、経験に基づくノウハウ等により、価格だけではなく、取組内容や成果物について、顕著な差異が現れるものと推察されるものであり、競争入札に適さないため、プロポーザル方式により業者選定後、随意契約を行う。

プロポーザルの実施に当たっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関する受託事業者選定委員会」を開催した。プロポーザルによる評価の上、株式会社D T S W E S Tを受託候補者として選定した。その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社D T S W E S Tを委託契約先とした。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民税均等割減廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年2月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民税均等割り減免廃止に伴う経過措置対応に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,631,871円
- 7 契約内容
令和6年度から実施される、個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う経過措置対応の為、国民健康保険システムの改修を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
現行の国民健康保険オンラインシステムは「資格」「賦課」「給付」「徴収」等のサブシステムからなっており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についての著作権についても、日本電気が有している。
今回のシステム改修は、「給付」のサブシステムを対象とするものであり、本委託契約の業務を行えるのは日本電気に限られる。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国民健康保険滞納整理支援システム本番環境用機器リース（再リース）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年2月21日
- 4 履行期間
令和6年3月1日～令和8年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,870,870円
- 7 契約内容
国民健康保険滞納整理支援システム本番環境用機器一式リース（再リース）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年2月29日付けで借入期間が満了するため、引き続き契約を行う必要がある。今回の契約については、システム機器の更新を目的とするものであるが、新たに機器の入れ替えを行う場合、本システムの導入当初に行ったネットワーク構築と導通確認等の作業を併せて行う必要がある。これについては、高度で専門的な技術を有するNECのみが対応できるものであり、システム機器の更新と併せてNECから調達する場合、ネットワーク構築等の経費は不要であるが、他事業者から新たに機器を調達した場合、改めてネットワーク構築費等の経費が発生することとなる。
システム機器の更新のみならずトータルコストを勘案した場合、現行機器を継続して使用する方が新規に調達を行うよりも安価になり経済的である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和5年12月28日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 83,252,400円
(変更後) 81,903,923円
- 7 契約内容
(1) 支援対象者への支援
(2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働き掛け
(3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
事業において配置している支援員に欠員が生じたことにより、委託料における人件費について、欠員期間相当額分を減額したものを。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会

等の取組により、全区域において行政機関、民生児童委員、町内会等との地域のネットワークが既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

さらに、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ、円滑に業務が実施されるものと認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市健康・食育ウェブサイト制作等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和5年12月1日
- 4 履行期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
株式会社ブリッジコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
7,848,500円
- 7 契約内容
京都市健康・食育ウェブサイトの制作業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、ウェブサイトの構築を着実に遂行できる専門的能力など、価格以外の要素が重要な判断要素になるため、プロポーザル（公募型方式）によりウェブサイトの企画提案を求めた。
応募のあった事業者からの提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い審査点を得たものを受託候補者として選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
抗原検査キットを用いた高齢者施設職員等への集中検査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和6年3月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中川原町381番地
石黒メディカル株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 730,171,200円
(変更後) 662,093,850円
- 7 契約内容
高齢者施設職員等への新型コロナウイルス感染症にかかる集中的検査の実施に伴うに申込受付、抗原検査キットの確保・保管、発送等に係る業務。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
令和5年度における検査キットの必要数量の見込みが確定したため、本契約について必要数量に合わせて変更契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
本検査は、①有症状者又は陽性者への接触者に対する随時検査及び②入所施設において頻回な検査(施設内で陽性者が発生した場合に限る)を実施するが、石黒メディカルは、これまで本市の業務、更に他の自治体から、類似の事務を受託しており、抗原検査キットの大量調達、保管、発送等の実績もあることから、委託先として適当である。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(要件定義)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年1月31日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
20,834,000円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、以下の事項に係る要件定義作業を行う。
 - (1) 1号保険料負担の見直し(統計帳票)
 - (2) 1号保険料(合計所得の見直し 令和5年度リリース分)
 - (3) 1号保険料(合計所得の見直し 令和6年度リリース分)
 - (4) 福祉用具種目追加
 - (5) 要支援者認定結果連絡票改修
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任

・NECソリューションイノベータ株式会社
改修業務

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(開発 令和5年度分)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年3月1日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
52,975,663円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、以下の事項に係る開発作業を行う。
 - (1) 1号保険料負担の見直し(統計以外)
 - (2) 1号保険料負担の見直し(統計帳票)
 - (3) 1号保険料(合計所得の見直し 令和5年度リリース分)
 - (4) 1号保険料(合計所得の見直し 令和6年度リリース分)
 - (5) 福祉用具種目追加
 - (6) 要支援者認定結果連絡票改修
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
 - 作業全体責任

・NECソリューションイノベータ株式会社
改修業務

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(総合テスト及び移行 令和5年度分)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年3月6日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
8,811,880円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、以下の事項に係る総合テスト及びシステム移行作業を行う。
 - (1) 1号保険料負担の見直し(統計以外)
 - (2) 1号保険料負担の見直し(統計帳票)
 - (3) 1号保険料(合計所得の見直し 令和5年度リリース分)
 - (4) 福祉用具種目追加
 - (5) 要支援者認定結果連絡票改修
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任

・NECソリューションイノベータ株式会社
改修業務

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更①) 令和5年11月20日
(変更後) 令和6年1月31日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県豊橋市西山町字西山328番地
株式会社三豊
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 7,427,904円
(変更①) 10,653,404円
(変更後) 10,510,849円
- 7 契約内容
残骨灰(火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰金属類のこと)をお骨とそれ以外のものに分別し、減容化(かさを減らすこと)等を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由①: 令和5年11月20日)
残骨灰の搬出量が確定したことで貴金属の抽出見込量及び精錬費用見込額が判明したため。
(変更理由②: 令和6年1月31日)
貴金属の精錬業務が完了したことで貴金属の抽出量及び精錬費用額が判明したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市では残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として取り扱っている。当該業務は残骨灰の減容化処理、有害物質除去、お骨の返還等を業務内容としているため、故人の尊厳、遺族感情への配慮、お骨の返還量や有害物質除去の度合い等、様々な点を審査したうえ決定する必要があることから、価格による競争入札ではなく、実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、当該相手方と随意契約を締結した。

11 その他

特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る個別委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年4月1日
(変更①) 令和4年3月1日
(変更②) 令和4年9月30日
(変更③) 令和4年12月9日
(変更④) 令和5年3月31日
(変更後) 令和6年2月7日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和6年6月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額(税込み)

(当初)(予定総額)	370,600,000円
(変更①)(予定総額)	578,680,000円
(変更②)(予定総額)	929,594,000円
(変更③)(予定総額)	929,594,000円
(変更④)(予定総額)	1,074,774,000円
(変更後)(予定総額)	1,074,774,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに係る審査事務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由⑤: 令和6年2月7日)
新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種が令和5年度末(令和6年3月31日)で終了することに伴い、同契約の別表に掲げる請求期日及び納入期日について、令和6年4月請求分(令和6年3月接種分)を追加するため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託料の審査支払事務に当たっては、医療機関が診療報酬支払事務を専門機関である京都府国民健康保険団体連合会に依頼して行っているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度新型コロナワクチン接種予約システムの運営に係る委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年 4月 1日
(変更①) 令和5年 9月 29日
(変更後) 令和5年12月 22日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 9,792,090円
(変更①) (予定総額) 13,908,510円
(変更後) (予定総額) 18,492,705円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン接種予約システムの運営
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由: 令和5年12月22日)
委託契約期間を臨時接種実施期間である令和6年3月末まで延長するため。(前回変更契約時は、令和6年1月以降の国庫補助金(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金)の取扱いが示されていなかったため、契約期間を12月末までとしていたが、令和6年1月以降も引き続き国庫補助金の対象となる旨が示されたため、契約期間の延長を行うこととしたもの。)
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、市内医療機関での接種を希望する市民等が円滑に接種を予約できるよう、令和3～4年度にWEBによる予約システムの構築及びその運営を一般社団法人京都府医師会に委託した。

今回、令和5年度も接種が継続される方針が国から示され、引き続き同システムの運営及び保守管理を継続する必要があるため、以下の理由により同会と引き続き契約する必要があるため。

- ①同法人以外に委託することとなる場合には、保守管理等に係る責任区分が不明確になり、また、事故発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、契約の目的が達成できない恐れがあること。
- ②同法人には市内医療機関の大半が所属していることから、同システムを利用する医療機関からの問合せ対応にもスムーズに対応でき、かつ、各医療機関や医療機関を利用する市民に対する同システムの周知も最も合理的に対応できること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等事務処理業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年 4月 1日
(変更①) 令和5年 8月 31日
(変更後) 令和5年12月 20日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等事務処理業務コンソーシアム
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
代表者 株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 222,593,548円
(変更①)(予定総額) 305,142,531円
(変更後)(予定総額) 305,142,531円
- 7 契約内容
新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等事務処理業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由: 令和5年12月20日)
当該業務委託については令和5年12月28日で業務委託を終え、令和6年1月4日からは本市の直営で業務を執り行うこととしていたことから、原契約業務を円滑に本市へ移管することを目的として、原契約業務終了後に生じる必要な追加業務を契約先に委託するため、令和6年3月31日を契約終了日とする変更を行った。
なお、追加業務の内容は、契約先が市民対応用に設けた電話回線における音声ガイダンスやFAX回線の転送処理、契約先が原契約業務の履行の中で作成、収集、蓄積した各種書類や電子データの処分(本市への引継ぎ、廃棄・消去処理)であり、原契約業務を受託した契約先でなければ履行し得ないことから、原契約から継続して同一の受託事業者継続して委託する必要があったため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和 5 年度も新型コロナワクチン接種が継続して実施されることが決定したことから、「接種券再発行業務」、「住所地外接種届出済証発行業務」、「小児接種券・乳幼児接種券作成業務」、「接種証明書発行業務」、「接種済証発行業務」、「郵送返戻物の管理等業務」について、円滑かつ効率的に進めるため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行ったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更①) 令和5年7月25日

(変更②) 令和5年9月25日

(変更後) 令和5年12月26日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB

6 契約金額(税込み)

(当初)(予定総額) 465,954,084円

(変更①)(予定総額) 461,598,084円

(契約②)(予定総額) 574,558,317円

(契約後)(予定総額) 642,445,781円

7 契約内容

新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

(変更理由: 令和5年12月26日)

本契約に係る委託契約期間を令和6年3月31日まで延長するため。(前回変更契約時は、令和6年1月以降の国庫補助金(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金)の取扱いが示されていないため、契約期間を12月末までとしていたが、令和6年1月以降も引き続き国庫補助金の対象となる旨が示されたため、契約期間の延長を行うこととしたもの。)また、期間延長に伴い、延長期間における回線数を追加する。

なお、委託事業者の選定を再度行い、委託事業者が変わった場合、新規の体制の立ち上げ(業務従事者の確保及び教育等)や業務上必要となる各種インフラの整備や構築(電話回線の確保及びコールセンター機能の構築)が必要となり、間断なく円滑に接種事業を推進することに重大な支障が生じる恐れがあることから、原契約と同一の受託事業者に継続して業務を委託する必要があったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和5年度も新型コロナワクチン接種が継続して実施されることが決定したことから、新型コロナワクチン接種に関する市民からの様々な問合せへの対応及び集団接種会場の予約受付業務を円滑に行うため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行ったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更①) 令和5年9月29日
(変更後) 令和5年12月28日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区勝島1-1-1
佐川グローバルロジスティクス株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 130,203,546円
(変更①) (予定総額) 195,305,319円
(変更後) (予定総額) 249,759,642円
- 7 契約内容
新型コロナウイルスワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更理由: 令和5年12月28日)
本契約に係る委託契約期間を令和6年3月31日まで延長するため。(前回変更契約時は、令和6年1月以降の国庫補助金(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金)の取扱いが示されていなかったため、契約期間を12月末までとしていたが、令和6年1月以降も引き続き国庫補助金の対象となる旨が示されたため、契約期間の延長を行うこととしたもの。)
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市における新型コロナワクチン接種事業では、地域の診療所・病院等（かかりつけ等）による「個別接種」を基本とした接種体制を構築することとしている。

令和3年度及び4年度と、個別接種の円滑な実施に当たって、ワクチン等の受入れ、保管、小分け及び集配送の拠点となる「京都市ワクチン配送センター」を設置し、医療機関の負担軽減を図ってきた。

これまで本業務を委託してきた佐川グローバルロジスティクス株式会社以外と新たに契約する場合、現在の拠点で保管しているワクチンを、有効期限を最大限保ったまま、新拠点に移送する必要がある。

新拠点に移送するには、現在保管している多量のワクチンを超低温（ -75°C ）の温度帯で移送する必要があるが、技術的ハードルが高く、万一移送時にミスが発生した場合、市民に接種すべきワクチンが廃棄となるリスクが生じるため、保管しているワクチンを移送することはできない。

また、同社は、市内医療機関のワクチン発注を受け付けるシステム（京都市ワクチンWEB発注システム）と連携可能なシステムを構築することで、日々効率的な配送ルートを組み、円滑に業務を実施することが可能となっている。

市内医療機関へのワクチン安定供給に加え、事業の円滑な実施のためには、同社と引き続き契約する必要があるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年7月25日
(変更①) 令和5年9月25日
(変更後) 令和5年12月26日
- 4 履行期間
令和5年7月25日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市新型コロナワクチン接種事業コールセンター業務コンソーシアム
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
代表者 株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 7,502,000円
(変更①)(予定総額) 10,890,000円
(変更後)(予定総額) 14,278,000円
- 7 契約内容
新型コロナワクチン予約システムへの接種記録のインポート業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由: 令和5年12月26日)
本契約に係る委託契約期間を令和6年3月31日まで延長するため。(前回変更契約時は、令和6年1月以降の国庫補助金(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金)の取扱いが示されていなかったため、契約期間を12月末までとしていたが、令和6年1月以降も引き続き国庫補助金の対象となる旨が示されたため、契約期間の延長を行うこととしたもの。)
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市が運営する集団接種会場や拠点医療機関に係る接種予約については、コールセンターにおいて専用の予約システムにより受け付けている。同システムでは、接種券番号を入力すると自身の接種履歴（接種回数）が表示され、そこで初回接種未完了者が予約できない仕様としている（本市集団接種会場ではオミクロン株ワクチンの追加接種のみを実施）。そのため、令和5年度に新たに追加接種の対象となる者（令和5年度に入って初回接種を完了し前回接種から3か月経過した者）の予約を受け付けるため、定期的に接種記録を同システムに同期する必要がある。

本市コールセンターでは、株式会社サイシード社が提供する予約システムを利用しており、接種記録のインポート業務も同社で実施されることが原則である。しかし、同社は、独自に契約するパートナー企業以外とは契約を締結しない方針のため、本市と同様に同システムを利用する自治体では、インポート業務を契約相手（パートナー企業）からサイシード社に再委託することで対応している。しかし、本市では個人情報を取り扱う業務を再委託することはできないため、コンソーシアムの形態での契約とする必要がある。また、サイシード社では、1つの自治体が複数のパートナー企業と契約することを認めていないため、現在コールセンター業務を委託している株式会社JTB以外のパートナー企業が形成するコンソーシアムを契約相手とすることはできないことから、当該2社が構成員となるコンソーシアムへ委託を行う必要があったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更後) 令和5年10月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館10F
ネオス株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 6,380,000円
(変更後) 12,760,000円
- 7 契約内容
感染症自己報告システム(患者情報等の一元管理、LINEと連携した各種情報の提供機能及びチャットボット機能)の保守、軽微な改修。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
当初契約時において、新型コロナウイルス感染症への対応が令和5年9月末までで終了することを想定していたが、国の方針により令和6年3月末までを移行期間として現行の対応が継続することとなり、本システムの運用を令和6年3月末まで継続する必要が生じたため、期間延長の変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
感染症自己報告システム改修業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和5年10月2日
- 4 履行期間
令和5年10月2日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館10F
ネオス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,995,000円
- 7 契約内容
新型コロナウイルス感染症対策業務において使用している感染症自己報告システムについて、新型コロナウイルス感染症対策業務以外の感染症対策業務をはじめとした他業務でも利用し、業務効率化等を図るため、必要な改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
株式会社ネオスは、本システムの開発を行った事業者であり、他の事業者では改修の対処が困難であることから、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに基づき、当該事業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター運營業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和5年10月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186 ヤサカ五条ビル9F
東武トップツアーズ株式会社

6 契約金額(税込み)

(当初)(予定総額) 487,820,158円

(変更後)(予定総額) 752,574,243円

7 契約内容

京都市内に在住又は滞在する新型コロナウイルス感染症陽性者(以下「陽性者」という。)からの健康相談、陽性者への連絡、患者の移送調整・ホテル入所調整、療養証明書作成に関する業務、入院に係る公費負担業務、陽性者登録業務、健康観察業務、HER-SYS入力及びその他、陽性者の療養支援等新型コロナウイルス感染症対策に係る業務

ただし、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられる令和5年5月8日以降においては、上記の業務のうち健康相談のみ実施

8 随意契約の理由

(変更理由: 令和5年10月1日)

当初契約時において、新型コロナウイルス感染症への対応が令和5年9月末までで終了することを想定していたが、国の方針により令和6年3月末までを移行期間として新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を設けるという現行の対応が継続することとなり、本件委託を令和6年3月末まで継続する必要が生じたため、期間延長の変更契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
きょうと新型コロナ医療相談センター運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月1日
(変更①) 令和5年8月1日
(変更後) 令和5年10月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル
株式会社JTB
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 284,442,123円
(変更①)(予定総額) 301,545,453円
(変更後)(予定総額) 667,228,083円
- 7 契約内容
きょうと新型コロナ医療相談センター(新型コロナウイルス感染症に関する市民からの電話相談について、必要に応じて看護師の指示・助言を求めながら対応)の運営委託
- 8 随意契約の理由
(変更理由: 令和5年10月1日)
当初契約時において、新型コロナウイルス感染症への対応が令和5年9月末までで終了することを想定していたが、国の方針により令和6年3月末までを移行期間として新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を設けるといふ現行の対応が継続することとなり、府市で協議を行ったうえ、本件委託を令和6年3月末まで継続する必要性が生じたため、期間延長の変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス核酸検出検査業務（PCR検査）委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月1日
（変更後）令和5年10月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条東島町63-1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）142,582,500円
（変更後）（予定総額）72,622,500円
- 7 契約内容
京都市が検査依頼を受け付けた事業所等の検査キット受渡日程調整、検査キットの配布、検査実施業務及び検査結果の報告等に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由）
当初契約時において、新型コロナウイルス感染症への対応が令和5年9月末までで終了することを想定していたが、国の方針により令和6年3月末までを移行期間として高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の行政検査を行うという現行の対応が継続することとなり、本件委託を令和6年3月末まで継続する必要が生じたため、実績を踏まえて契約予定金額を見直したうえで期間延長の変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他